

平成 24 年 11 月 8 日

「中小企業経営力強化支援法」に基づく
「経営革新等支援機関」の認定について

平塚信用金庫（理事長 石崎 明）は、11 月 5 日に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」は、中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び、実施に係る指導・助言を行う機関とされています。

今回の認定を受け、当金庫は「課題解決型金融」への取組みについて、さらに実効性を高めてまいります。

○ 経営革新等支援機関としての支援業務は以下のとおりです。

【当金庫における経営革新等支援業務の内容】

- ・ 事業計画・経営改善計画作成支援
- ・ 金融・財務相談
- ・ 創業支援
- ・ 事業承継
- ・ 企業診断
- ・ M&A
- ・ 販路開拓（ビジネスマッチング）
- ・ 海外展開

【相談窓口】

- ・ 営業店の融資窓口

以上